

広島県訓令第二号

本 庁
地 方 機 関

広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

広島県副知事の担任事務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「総務管理部を除く。」、企画振興局」を「総務課、秘書課、人事課、行政管理課及び福利課を除く。」、地域政策局」に改め、同条第三号イ中「総務局総務管理部」を「総務局総務課、秘書課、人事課、行政管理課及び福利課」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。